

2019年3月13日

各位

会社名 株式会社ゆうちょ銀行
代表者名 取締役兼代表執行役社長 池田憲人
(コード番号 7182 東証第一部)

預入限度額の変更等

株式会社ゆうちょ銀行（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 池田憲人、以下「当行」）は、3月13日に公布された郵政民営化法施行令の一部を改正する政令に基づき、施行日である4月1日から預入限度額が下記のとおり変更となりますので、お知らせいたします。

また、預入限度額の変更に伴い、預入可能な通常貯金の上限額が一律1300万円となることから、4月2日に、総合口座のオートスウィング基準額を自動的に1300万円に設定いたします。当該措置により、総合口座に預入された振替貯金（無利子）の残高について、預金者1人あたり1300万円を上限に、通常貯金（有利子）に自動的に振り替わります。

なお、本件の「預入限度額の変更」及び「オートスウィング基準額の自動設定」が業績に与える影響は軽微であると考えますが、今後、開示すべき事象が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

I 預入限度額の変更

1 変更の概要

商品名	変更後の限度額	変更前の限度額
通常貯金 (通常貯蓄貯金を含む)	1,300万円※2	合わせて1,300万円 ※1, ※2
定期性貯金 (定額貯金各種・定期貯金各種 (財形貯金各種を除く))	1,300万円※1, ※2	
財形貯金各種	変更ありません※3	合わせて550万円※2
振替口座(振替貯金)	変更ありません	預入限度額はありません

※1 定期性貯金の預入限度額には、民営化前(2007年9月30日まで)にお預け入れいただいた郵便貯金(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(2019年4月1日以降は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構)に引き継がれた郵便貯金(住宅積立郵便貯金は除く))も含まれます。

※2 利子が加算された場合は、元本と利子(税引き後)の合計金額で貯金総額を計算します。

※3 定期性貯金が預入限度額(1,300万円)に達していない場合、その未使用分を財形貯金の預入限度額に

加算できます。

2 預入限度額の変更日

2019年4月1日

3 その他注意事項

預金保険制度による預金の保護の範囲については変更ありません。

(参考) 預金保険制度による預金等の保護

預金等の分類	当行の商品	保護の範囲
一般預金等	通常貯金・通常貯蓄貯金・ 定額貯金各種・定期貯金各種・ 財形貯金各種	1つの金融機関ごとに合算して、預金者1人あたり元本1,000万円までとその利子※
決済用預金	振替口座(振替貯金)	全額

※ 1,000万円を超える部分であっても、金融機関の財産状況に応じて支払われます。(一部保護されない場合があります)

※ 民営化後(2007年10月1日以降)にお預け入れいただいた貯金は、預金保険制度による保護の対象であり、元本と利子は政府保証の対象外です。

II オートスウィング基準額の自動設定

4月2日に、一部を除く総合口座のオートスウィング基準額(通常貯金ご利用の上限額)を1300万円に自動設定します。当該措置により、総合口座に預入された振替貯金(無利子)の残高について、預金者1人あたり1300万円を上限に、通常貯金(有利子)に自動的に振り替わります。なお、引き続き、預金者の手続により、オートスウィング基準額を任意の額に変更することは可能です。(詳細は下例を参照)

(例) オートスウィング基準額(通常貯金ご利用の上限額)の設定が1,000万円で、総合口座に1,500万円(通常貯金1,000万円、振替貯金500万円)をお預け入れいただいている場合

